

人格権侵害・差し止めを認めるも、

中途半端な判断に

東京地裁判決の評価と問題点

片岡明幸

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判原告団团长／部落解放同盟中央執行副委員長

はじめに

二〇一六年から五年にわたって闘われてきた鳥取
ループ・示現舎（じげんしゃ）の「全国部落調査」復刻版出版事件
裁判の判決が九月二七日に出され、東京地裁判事第
一二部・成田晋司裁判長は、「全国部落調査」の公
表により結婚や就職で差別を受けるおそれがある」
と述べ、大半の原告のプライバシー権侵害を認め
うえで、復刻版の出版の差し止めとインターネット
上でのデータ配布禁止や二次利用の禁止を認め、原

告二三五人のうち二一九人に対して合計四八八万六
五〇〇円の損害賠償を認めた。しかし、その一方、
原告が主張した「差別されない権利」の侵害を認め
ず、また部落出身であることをネットや新聞などで
すでに公表している者二三人のプライバシー権侵害
を認めなかった。また、「全国部落調査」の一覧表
に現在の住所地・本籍地が掲載された原告がいる二
五の都府県は差し止めを認めたが、一六の県を差し
止めから除外した。

裁判は、もちろん負けたわけではないが、勝った

というにはあまりにも中途半端な判決となった。もちろん、こんな中途半端な判決をわれわれは望んでいない。そのため原告団および部落解放同盟は、一月一日に東京高裁に控訴した。控訴審で完全な勝利を勝ち取るために、今回の判決の評価と問題点、そして今後の運動上の課題について述べたい。

東京地裁・成田判決の骨子

はじめに、判決の骨子を説明しておきたい。判決の骨子は次のようなものである。

①「全国部落調査」「復刻・全国部落調査」「全国部落解放協議会五年の歩み」のうち、二五都府県（注1、2、3）の部分については出版、販売、頒布してはならない。

②ウェブサイトに「全国部落調査」の画像ファイル、同PDFファイル、同テキストファイルのうち、二五都府県については削除せよ。

③ウェブサイトの二五都府県については、今後ウェブへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放

送、映像化など一切の方法による公表をしてはならない。

④被告は、原告二一九人に対して合計四八八万円の損害賠償金を支払え。

⑤被告らの反訴請求は棄却する。

注1 差し止め・削除を認めた二五都府県…栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、兵庫県

注2 除外された県…千葉県、富山県、三重県、山口県、佐賀県、長崎県（六県）

注3 原告のいない県…愛知県、徳島県、岐阜県、山梨県、茨城県、静岡県、福島県、秋田県、福井県、石川県（一〇県）

判決の評価

判決の骨子は以上のとおりであるが、この判決を聞いただけでも、なぜ本の出版自体を差し止めないのか、なぜ二五都府県だけ差し止めるのか、強い疑問をもった。当然の疑問だ。それについてはのちほど説明するとして、まずはこの判決で評価できる点

を述べてみたい。この判決では以下の五点を評価すべきだと思う。

(1) プライバシーを違法に侵害

まず一点目は、被差別部落の一覧表を公開することは、プライバシーを違法に侵害すると判断したことだ。

裁判では、被告・鳥取ループは、地名は特定の個人の人格と結びつくものではないからプライバシーの侵害にはならないと言いつ張ったが、われわれ原告は、部落の所在地リストを公表すること自体がプライバシーを侵害し、差別を助長拡散するものだと主張した。これに対して判決は、「ある個人の住所又は本籍が本件地域内「地名リスト」にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹^ひ謗^{ぼう}中傷^{ちゅうしょう}を受けたりするおそれがあることが容易に推認される」(「内は片岡。以下同)と述べたうえで、「したがって、本件地域一覧の公開は、個人原

告らのうち、その住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属する者との関係では、そのプライバシーを違法に侵害するものというべきである」と述べて、原告ら個人のプライバシー権・名誉権を侵害する違法な行為となることを認めた。

ただし、「プライバシー権侵害を理由とする差止め^{さしどめ}の範囲は当該原告が住所・本籍を置いている都道府県の範囲に限られる」という、根拠がよくわからない理由にもとづいて判断したため、差し止めは二五の都府県に限定されてしまった。この点についてはあとで説明する。

(2) 二一九人に四八八万円の損害賠償

二点目は、「全国部落調査」および「部落解放同盟関係人物一覧」の公表による損害賠償を認めたとである。

裁判では、被告・鳥取ループは、部落のリストを公表しても被害は出ていないと繰り返したが、われ

われは部落の所在地リストを公表することが原告の人格権を侵害するとして損害賠償を請求した。これに対して判決は、「被告Mは、「東京法務局長から「説示」を受けて」遅くとも同年「二〇一六年」三月末までには、本件地域一覧の公開が原告らのプライバシーを違法に侵害するものであることを認識していたか、又は少なくとも十分に認識し得たというべきである」「これらを削除するなど公開しない措置を採らなかつたことについて、損害賠償責任を負うというべきである」と損害賠償を認めた。また「解放同盟人物一覧」に対しても「東京法務局長から説示を受けたあと」直ちに削除すべきであつたにもかかわらず、……約二週間にわたつて本件人物一覧を削除しなかつたことについて、損害賠償責任を負う」と認められた。

損害賠償については、一人一〇〇万円（＋弁護士費用一〇万円）を請求していたが、裁判所は、一人五五〇〇円から四万四〇〇〇円の少額にとどめた。なお、損害賠償については二一九人が認められた

が、その内訳は、五〇〇〇円が一七人、一万円が四〇人、一万五〇〇〇円が二三人、二万五〇〇〇円が二九人、三万円が四七人、三万五〇〇〇円が六人、四万円が五人で、一五人は認められなかつた。

(3) 差し止めを認める

三点目は、被差別部落の一覧表の公開は人格権を侵害する行為であり、損害賠償に加えて差し止めも認められると判断したことだ。

裁判で鳥取ループは、「同和地区の研究をする自由や表現の自由」などを盾にして公表することを正当化した。判決は「公開を差し止めることにより被告らの主張する研究や表現の自由が制限されるとはいえない」と退け、部落の一覧表公開は人格権（プライバシー権、名誉権）を侵害する行為であり、損害賠償に加えて差し止めも認められると判断した。判決は「原告ら①「二五都府県の原告」が受けるおそれのある損失は結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという

深刻で重大なものであり、その回復を事後に凶ることは不可能ないし著しく困難というべきである」と述べ、「原告ら①の住所又は本籍が本件地域内にあることを知られる結果を招く部分については、出版、販売又は頒布の差止めを認めるべきである」とはっきり判断を示した。また、インターネットへの掲載についても「地域一覧を掲載したデータ、ファイル又はウェブページについても……削除及び公表の差止めを認めるべきである」とネットへのデータ掲載の差し止めを認めた。

(4)公表による深刻な被害を認定

四点目は、部落差別が残っており、地名公表は結婚・就職で深刻な被害を受けるおそれがあることを認定したことである。

鳥取ループは裁判のなかで、部落差別はもう存在しない、解放同盟が自らの利権のために勝手に差別があると言っているにすぎないと差別の存在を否定したが、判決は部落差別が残っていることを認め

た。判決は「被告らは、現在では被差別部落出身者とされる者に対する不当な偏見や差別意識が存在するか明らかでなく、個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他人に知られてもプライバシー侵害の問題は生じない旨主張する」「しかし、前記1認定「国の意識調査など」の事実関係に照らすと、同問題に対する立法及び行政を中心とした取組が進められてきた現在でもなお同問題が解消されたとはいえず、被告らの上記主張は客観的な根拠を欠く……」「原告らが受けるおそれのある損失は結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に凶ることは不可能ないし著しく困難というべきである」と明確に差別の存在を認めた。

(5)地名公表は差別調査を容易にする行為

五点目は、地名公表は、差別調査を容易にする行為であることを認定したことである。

裁判で鳥取ループは、部落がどこにあるかは隣保館の所在地や過去の出版物などで簡単にわかるから隠しても意味はないと繰り返したが、判決は「ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、現在もなお全国に少なからず存在することが推認される」ところ、本件地域情報が公表されれば、これらの者は、開示された住所又は本籍の情報と本件地域情報を対照して調査することにより、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」を容易に知り得ることとなる。本件地域一覧は、本件地域情報を集約して都道府県別に一覧表の形に整理しただけのものであって、これをインターネット上のウェブサイトに掲載するなどして一般に公開する行為は、専ら上記の調査を容易にする」と述べ、地名公表は差別調査を容易にする行為であることを認定した。

以上が判決の評価するべき主な点である。冒頭、中途半端な判決だといったが、評価するべきところはきちんと評価して運動に活かすことが重要だ。

判決の問題点

しかし、その一方、判決にはまったく評価できない問題点も多い。ここでは三つの問題点を指摘しておきたい。

(1)「全国部落調査」全体の差し止めを認めず

まずいちばん大きな問題点は、「差別されない権利」を認めず、プライバシーの侵害だけで判断するという方法をとったため、結果的に二五の都府県のみを差し止めの対象とし、一六の県を除外したことである。原告は、憲法一四条や国際人権条約に明確に「差別されない権利」がうたわれていることを主張したが、裁判所はこれを採用しなかった。

なぜこのような中途半端な振り分けになるのか、だれしも疑問に思うと思うが、裁判所の考え方は次のようなものであると考えられる。

すなわち、①部落差別はまだ残っており、解消されたとはいえない。地名一覧が公表されれば、身

元調査に利用されて結婚や就職で深刻な被害が出るおそれがある。それは認める。

しかし、②日本には「差別されない権利」ということを書いた法律は存在しない。したがって、ない法律で裁くことはできない。

その一方、③地名一覧の公表は、そこに現住所や本籍を置いている原告のプライバシーを侵害することとは明白である。だから裁判所としては、プライバシー侵害で原告らの訴えを裁くことにする。

さて、そこで④プライバシー侵害という観点で裁く場合、地名一覧表に現住所・現本籍がない者は、プライバシーが侵害されたとは認められない。なぜなら現住所・現本籍が地名リストにないのだから、原告と地名一覧表は関連しておらず、関連がない以上、プライバシーが侵害されたとはいえない。

また、⑤原告がいない県は、そもそもプライバシーの侵害が発生しないのだから差し止めの対象にならない。

だから、⑥プライバシー侵害が認められる原告が

一人もいない県、および原告がいない県の差し止めはできない。

これが裁判所の考えた基本的な判断の筋書きである。この結果、六つの県は差し止めが認められず、また原告がいないために一〇の県が差し止めから外されることになってしまった。この場合、六つの県はいずれも原告が一人しかおらず、その原告の現住所や現本籍が一覧表にないためにプライバシーの侵害が認められなかった結果、県ごと差し止めの対象から除外されるという結果になってしまった。

しかし、これはまったくおかしい。部落差別の現実から考えれば、すべての地域、リスト全部が削除されなければならぬのに、差し止めが認められた県と認められない県に分かれてしまった。また、プライバシー侵害が認められた原告と認められない原告に分かれてしまった。こんな矛盾したおかしい判決をだれが受け入れることができようか。

●部落差別の属地性・系譜性の無視

なぜ裁判官は現住所・現本籍がある者だけにプラ

イバシーの侵害を限定するのか。その原因は、裁判官が部落差別の実態、すなわち差別の属地性・系譜性を理解しなかつたためである。

部落差別の属地性とは、部落に住んでいる、住んでいたなど、部落とされる「土地」に何らかのかかわりがある者が部落出身者と「見なされて」差別の対象になるということで、系譜性とは、親兄弟や祖父、親戚縁者が住んでいる、または住んでいたなど、「ひと」につながりがある者がやはり部落出身者と見なされて差別の対象になるということをいう。現在の部落差別は、この二つの側面をもっている。実際、差別する側に立つ人間は、現に部落に住んでいる人だけではなく、過去に住んでいた人や外部から移り住んだ人までも部落出身者と見なして差別の対象としている。また、親兄弟や親戚、先祖までさかのぼってその人のルーツを調べ、つながりがあった場合は部落出身者と見なして差別の対象としている。だから現に住んでいるか、現に本籍を置いている人のみを救済の対象とするのは、まったく

的外れで部落差別の実情を知らないといわざるをえない。

われわれは裁判のなかで、部落出身でなくても部落に住んでいる者も部落出身者と見なされて差別の対象になることや、身元調査などによって親兄弟、親戚などその地域にルーツをもつさまざまな関係者が部落出身者として差別の対象になることを口を酸っぱくして主張し、公表することが差別を助長するもので、全部を差し止めるよう強く求めたが、裁判官はこれを理解せず、被害をプライバシーの侵害に収斂しめつけさせ、プライバシーの侵害という物差しだけですべてを判断した。その結果、救済されない地域や原告がたくさん出るといさわめて矛盾した結果を生んでしまった。

(2) 個人のプライバシー侵害に矮小化

二点目の問題は、被害を個人レベルの問題に矮小ちひ化した点である。

私たちは差し止めとあわせて損害賠償を求めた

が、それは地名リストの公表によって全員が同じように差別を受けるという立場から請求したもので、個々人に別々の被害があるという認識はだれもっていない。これに対して裁判所は、救済はするにしましたが、それはプライバシーの侵害を唯一の判断基準にして、原告一人一人を「個人」としてバラバラに救済するという方法であった。

しかし、そもそも部落差別は、部落出身と見なされる人たち全体に向けられているものである。差別する側に立つ者は、ある人が部落出身と聞けば、一様に忌避しようとするわけで、個別に取捨選択して、この人は部落出身だけど差別しないが、こちらの人は差別するという態度をとるわけではない。また逆に、部落出身という立場も社会的に、外部から与えられた属性であり、本人が選択したり、変更したりすることができる問題ではない。したがって公表による被害は等しく部落出身者全体、また一覽表全体に及ぶのであり、だからその救済は一体的に扱われなければならない。それを一人一人バラバラ

に切り離して扱うことは、裁判所が部落問題の社会的な性格を理解していないからである。

裁判官は、民事の人格権侵害と損害賠償を請求する訴えであるから、プライバシー侵害を基準に個人の被害や損害を測ればよいと考えたのであろうが、そこが違っているのだ。地名リスト公表による被害は原告全員に等しく及ぶのであり、また、全部の地域が等しく被害を受けるのである。

判決文で裁判官は、「原告らが受けるおそのある損失は結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能ないし著しく困難」と述べているが、それならば地域ごとに救済する地域と救済しない地域に分ける必要はないし、個人個人に分けてこの人の損害賠償はいくら、この人はいくらというように判断する必要はないのである。判決は、公表による被害をプライバシー侵害に矮小化し、個人個人の問題に還元したためにきわめて矛盾したものになっている。

(3) カミングアウトとアウティングの違いの無理解

三点目の問題は、カミングアウトとアウティングの違いを理解せず、部落出身であることを公表している者はプライバシー侵害を認められないとして、二三人のプライバシー侵害を認めなかったことである。

裁判官は、みずから部落出身であることをインターネットや新聞などで公表している者は、すでに部落出身であることが社会に知られているのだから、被告・鳥取ループが「だれだれは部落出身者だ」とネットにさらしたとしてもプライバシーの侵害にはならないと判断したが、裁判官はいわゆるアウティング（晒し）とカミングアウト（名乗り）は根本的に違うことをまったく理解していない。

この点は裁判の争点のひとつだったので、陳述書や意見書などで何度も強調したが、最後まで裁判官が理解しなかったことになる。

私は結審（二〇二一年三月一八日）の意見陳述で裁

判官に直接次のように述べた。

「被告らは、原告一人一人の資料を捜し出して、得意げに「公表」していることをあげつらっていますが、その資料を見ればわかるとおり、いずれの原告も部落差別をなくそうという営みの中で公表していることがよくわかります。何の動機もなく唐突に「自分は部落の出身である」などと公表している原告は一人もおりません。そこには差別をなくしたいという強い意志が働いています。／このように考えた場合、現象的には、本人の公表も被告らの公表も同じように映るかもしれませんが、差別をなくすための本人の公表と、誰が部落出身であるのか、またどこが部落であるかをさらす公表とでは、まったく目的や動機が違います。それを同列において、公表を正当化することは許されません。／そもそも個人情報公表する場合、最低でも本人の同意又は承諾が必要です。今回、被告らは私たちの個人情報や部落の所在地リストを公表しましたが、誰一人同意も承諾も与えていません。」

裁判官は、アウトティングとカミングアウトの根本的な違いがわかっていない。また、個人情報公表の原則を理解していない。これが三番目の問題点である。

完全勝利に向けて

部落解放同盟は一〇月一日に東京高裁に控訴した。東京地裁では五年もかかったが、控訴はそんなに長い時間がかからないと聞く。それでも二、三年は覚悟しなければならぬ。そこで、この裁判に勝つために解放同盟の各都府県連や支援者にいくつかの取り組みを提起したい。

①裁判闘争の報告会・学習会を

まずひとつは、判決の内容や裁判の成果と問題点を学習する報告集会や学習会を各地で開催してほしい。この裁判の判決は実に複雑でわかりづらい。原容のみならず行政や支援団体の関係者からも判決の内容がわかりづらいという声が聞こえてくる。このあとの裁判に勝つためにも、また支援団体へ支援を

呼びかけるにしても、判決の内容を理解し、どこが問題なのかを学習してほしい。

②自治体からの削除要請

二点目は、判決の評価できる部分を取り上げて、インターネットにあふれる差別情報の削除の取り組みを進めてほしい。

いま、鳥取ループの不法行為に触発されて、インターネット上には差別情報があふれている。問題点があるものの、判決では被差別部落の一覧表の公表は身元調査を容易にする行為であり、原告ら個人のプライバシー権・名誉権を侵害する違法な行為だと明確に違法性を認めた。この判決を足がかりにして、全国の自治体も踏み込んだ削除要請にとりくんでほしい。兵庫県の丹波篠山市たんばささやまはグーグルやライン社を相手に削除を求める仮処分申立をおこなって削除させたが、ほかの地域でも判決を根拠に削除要請にとりくもう。

③モニタリング活動の普及を

三点目は、全国各地で広がっているモニタリング

活動をさらに普及させるために、東京地裁の判決を活用することだ。地裁の判決は、「一覧表の公表は身元調査を容易にする違法な行為」としたが、この判決をふまえて、さらに各地でモニタリング活動を広げていこう。判決を待つだけではなく、自主的にとりくむことが、このあとの法律の整備にも大きな足がかりとなる。

④地名公表などの差別を禁止する法の制定

四点目は、ほかでもない差別を禁止する法律を制定する運動を強めることだ。今回の裁判では結局、中途半端な判決しか勝ち取れなかったが、それは部落差別を禁止する法律がなかったためだ。部落の所在地を公表することは差別だ、被差別部落の関係者の氏名を公表することも差別だというはつきりした法律をつくらないかぎり、根本的な解決はない。具体的には、「部落差別解消推進法」の改正でその実現をめざそう。

⑤民間ネット事業四団体に対する削除要請

五点目は、民間ネット事業四団体に対する削除要

請だ。

インターネットによるさまざまな事業をおこなっている民間の事業者は無数にあるが、その大部分は①一般社団法人電気通信事業者協会、②一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会などの四つの団体に所属している。四団体は「違法・有害情報契約款モデル条項」を作成して、自主的な削除などをおこなっているが、その「モデル条項の解説」の第一条の「禁止事項」には、「特定の地域がいわゆる同和地区であると示す情報をインターネット上に流通させる行為」も盛り込まれている。強制力がないためにいまだに削除が実現していないが、東京地裁の判決を根拠にして、あらためて四団体が自主的に削除するよう迫ろう。

⑥同和教育、啓発活動の推進

最後は、学校における同和教育の重要性である。鳥取ループに触発された格好でインターネットに悪質な差別情報が拡散しているが、二〇一九年の法務省の意識調査では、インターネットで部落差別情

報を見た者はその影響を強く受けて「部落差別を不当だと思わない」人が多いという傾向がみられる。

特別対策が終了して以降、学校の同和教育が停滞し、若者が部落問題について学ぶ機会が減ってきた結果、ネットの差別情報を見ても差別だと気づかない若者、あるいは部落差別は不当だと考えない若者が増えている。学ぶ機会がなければ、こうなることはわかっていたではないか。あらためて学校における同和教育の再構築を求めていこう。

●最後に

五年にわたって闘ってきた裁判だが、中途半端な判決になってしまった。しかし、すでに述べたように「全国部落調査」出版とネットへのデータ掲載が部落差別を助長拡散することが認められたことの意味は大きい。また、プライバシー権、名誉権が侵害されることを認め、損害賠償を認めたことの意義も大きい。十分な額とはいえないが、損害賠償が認められたことよって違法行為を繰り返す鳥取ループに一定の社会的な制裁を下すことができた。また、

悪質な差別情報を流せば、差し止めの上に損害賠償金を支払わなければならないことを社会に知らしめることができた点もきちんと評価するべきだと思う。さらに本の出版差し止めとネットからの削除が認められたことも大きい。それによってインターネットにあふれている差別情報に一定の歯止めをかけることができるようになった。

判決は、ネットによる人権侵害、部落差別をなくすうえでひとつの「武器」になるのであり、これを積極的に活用することが重要だ。差別情報の掲載を禁止する法律がないために中途半端な判決になったことは何度も書いたが、この判決を梃子にして差別禁止法を整備する第一歩が切り開かれたともいえるだろう。

裁判は控訴審に移った。まだ何年かかかると思うが、完全勝利まで闘い抜こう。

かたおかあきゆき